

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年12月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公示件名：ウクライナ国公共放送組織体制強化プロジェクトフェーズ3
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ウクライナ国公共放送組織体制強化プロジェクトフェーズ3

調達管理番号：25a00775

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年12月17日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウクライナ国公共放送組織体制強化プロジェクトフェーズ3

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。
(全費目不課税)

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年3月～2029年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、契約期間中に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2027年度（2027年9月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 法・司法チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年12月23日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年12月24日 12時まで
3	質問への回答	2026年1月9日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年1月16日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年1月28日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%90%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/WWmFWz5cH6>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果

通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ベースライン調査の調査項目、手法、対象者	第3条2項(5)
2	遠隔での業務実施体制	第3条2項(8)
3	モルドバで行う知見共有セミナーのテーマ及び内容	第4条2項(1)①
4	本邦研修の内容	第4条2項(2)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

➤ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
- ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。

➤ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【1】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年10月
- ・ RD署名：2025年11月17日

▣別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 拠点局モデルの実装とマニュアル化

ウクライナ公共放送局（以下、JSC"UA:PBC"）は2017年、ウクライナ各地に存在した地方自治体所有の放送局を統合し、全土をカバーする単一の公共放送局として発足。その後、いくつかの統廃合を経て、キーウ本局と22支局の体制に改組されたが、ロシアによる全面侵攻に際し、地方局における取材能力の脆弱性が顕在化したことから、JSC"UA: PBC"は、NHKの拠点局制度をモデルに、全国を6ブロックに分け、各地の中核局を拠点局（ハブ）として周辺地方局のサポート体制を構築し、地域総体として報道能力の底上げを図ることを決めた。構築する拠点局制度については、ウクライナ国「公共放送組織体制強化プロジェクトフェーズ2」（2023年2月～2026年2月）²において概念の整理は完了しているが、実務において同制度を活用した場合の問題点や改善ポイントが未検証であるため、本プロジェクトでは、チェルニヒウ局をモデル拠点局とし、「本局-拠点局-地域局」の3層が相互に連携し域内を網羅的に取材する体制を構築する。実践に当たっては、試行的に報道番組を制作することで実証的に制度の有効性を精査とともに、このプロセスで明らかになった改善点や留意点をマニュアルとしてまとめ、他の拠点局に提示することとする。

(2) 事業継続計画（BCP）の詳細化

ロシアによる全面侵攻以降、JSC"UA:PBC"は、BCP策定を喫緊の課題と捉え、先行フェーズで得たNHKの非常時バックアップ体制を参照し、独自でBCPの概念整理を始めている。しかしながら、非常時における放送の継続放送を補完するインターネット・サービスによる配信、制作担当局が機能不全に陥った際の代替策などの課題については、実際のオペレーション経験が無いことから、詳細な記載に至っていない。本プロジェクトでは、これら諸点について、理念の精緻化とともに、BCPを機能させるための非常時の人員・機材配置、緊急対応を可能にするための訓練のあり方など、詳細な計画策を支援する。

(3) 安全管理

本公示時点でウクライナは全土的に外務省危険レベル4であり、現地での安全管理にかかるリスクは大きい。長期派遣再開となるまでは、短期渡航、本邦研修

² ウクライナ国「公共放送組織体制強化プロジェクト」においては、番組制作・機材管理・緊急報道についての基本的な業務能力向上を行ったものであり、拠点局モデル構築支援は同フェーズ2から開始したものである。

及びオンライン会議などを通した遠隔業務を中心とすることを想定する。また、現地で活動する実施機関にも可能な限りの安全対策を求める。

(4) 現地渡航

本公示時点ではウクライナは全土的に外務省危険レベル4である。現地渡航は、現地での実施が必要不可欠な業務実施時にのみ、1回あたりの現地滞在は約6日間（本邦からの移動時間を除く。キーウ市内のみ。）で行う。ウクライナ国内に同時に渡航できる人数には制限が設けられていることから、コンサルタントはJICAに想定される出張時期を事前に報告・相談の上、JICAにて希望時期の出張予定を勘案して確定されることに留意する。その際の宿泊先、国内移動手段、活動可能地域等についてはJICAの安全対策措置及びJICAウクライナ事務所からの最新の情報提供に基づき検討する。また、隣国であるモルドバへは、ウクライナと連続して渡航する。

なお、JICAとの契約や委嘱により、外務省海外安全情報レベル3以上の国・地域）へ渡航する事業関係者はセルフディフェンス研修（基礎Web版）（実技）の受講が必須となっていることから、渡航を予定する従事者は速やかに研修を受講する。

(5) ベースライン調査³

ベースライン調査では、チェルニヒウ支局及び周辺地方局の基本的な情報（戦争による地域への影響を含む）及び各支局が開始時点で有する取材網の全容や局内体制をJSC"UA: PBC"職員への聞き取りにて調査、取りまとめる。調査結果は、活動1拠点局モデルの導入過程において実施される報道番組制作の制作計画及び、チェルニヒウ支局及び周辺地方局にて拠点局体制が機能するための体制改革策定の基礎となることが予想される。そのため、各局の体制や調査時点での能力のみならず、当該地域の課題、地域的特色など、JSC"UA: PBC"がその地域でカバーすべき課題の特定につながるよう幅広い情報収集が求められる。ベースライン調査項目及び方法についてはJICA及びJSC"UA: PBC"と協議して最終化するものとする。

(6) JSC"UA: PBC"の現状への配慮

ロシアによる全面侵攻が長期化する中、JSC"UA: PBC"の多くの職員が自宅待機や国外退避、軍役などで職場を離れている。また、活動1のモデルエリアとな

³ ベースライン調査の調査項目、調査実施体制、ヒアリング対象者の所属や職位については、プロポーザルにて提案すること。

る北東部はロシアとの国境に接しており、特に深刻な被害を受ける地域のうちの一つである。本局のあるキーウ、電波送出を担う西部リヴィウにおいても、連日ミサイル攻撃が続いており、停電も頻発する中、JSC"UA: PBC"職員は高い使命感と責任感を持ち、限られたリソースを駆使して業務を継続している。こうした状況を踏まえ、専門家チームは戦況及びUA: PBCへの影響、運営状況を常時的確に把握したうえで、先方の業務負担を十分に考慮し主体的に作業を実行する。本計画の内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかにJICAに相談を入れ、対応を協議することとする。

(7) プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）に基づいたプロジェクト活動の実施

本プロジェクトの運営においてコンサルタントは、PDMに沿う形でカウンターパート（C/P）であるJSC"UA: PBC"との協働作業を主導することを基本とする。コンサルタントは、PDMに記載された活動以外に、PDMの各項目の変更により、対応すべき活動が生じる可能性がある場合には、JICAと相談の上、それに適切に対応する。PDMの改訂は、合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)での協議を経て、JICAとJSC"UA: PBC"が最終確認を行う。なお、上位目標及びプロジェクト目標の変更は原則行わないこととする。PDM改訂の必要が生じた場合は、コンサルタントは、JICAと速やかに協議するとともに、データを用いて整理し、JCCでの協議・承認の準備を行う等、この改訂作業に協力する。また、外部条件の変更等においても、PDMの改訂が必要となる場合には、コンサルタントは、速やかにJICAに連絡し、PDM改訂に向けて協力することとする。

(8) プロジェクトの柔軟性の確保及び柔軟な実施体制

本プロジェクトにおいては、JICA安全対策措置に則り、安全上の懸念があることから公示時点では、ウクライナへの現地渡航は厳しく制限されている。そのため、日常的な事業実施にあたってはオンライン会議・セミナー、本邦研修を基本としつつ、現地人材活用の方策やオンラインによるコミュニケーション等についても検討することとする⁴。

また、JSC"UA: PBC"を取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更していく可能性がある。この趣旨を踏まえ、受注者は、JSC"UA: PBC"の現状、プロジェクト自体の進捗、成果の発現状況を適時適切に把握し、JICAに報告・

⁴ 案件開始後、長期滞在・地方渡航がいつ再開となるかの見込みは立っていないことから、遠隔業務期間が一定継続される想定で、カウンターパートとの想定されるコミュニケーション手法、頻度を含めた業務実施体制をプロポーザルにて提案すること。

提言することが求められる。JICAは受注者からの提案について、遅滞なく検討し、必要な処置（JSC”UA: PBC”との合意文書の変更、契約の変更など）を取ることとする。

（9）合同調整委員会の開催にかかる支援

本プロジェクトでは、規定された参加者のもと、最低限1年に一度のJCCを開催する予定である（JCCのメンバー等については、R/Dを参照のこと。）。コンサルタントは、JSC”UA: PBC”と合同でJCCを開催し、下記の項目等を含むプレゼンテーションを行い、関係者との情報共有・合意形成を促進する。なお、JCCの開催にあたっては、開催時の安全対策措置を踏まえ、実施形式は柔軟に検討する。

- 1) 当該期間の活動進捗に関する報告、成果及び達成事項の確認
- 2) 上記に基づく今後の活動にかかる方向性・内容に関する協議・確認
- 3) 報告書等の確認

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：モデル拠点局において、地域内の報道体制に関する問題点を分析する

活動1-2：モデル拠点局において、活動1-1の分析に基づき、本部-拠点局-地方局間の情報網を構築し、報道対応マニュアルを策定する

活動1-3：モデル拠点局において、活動1-2のマニュアルに基づき、緊急時の情報が集まる関係機関との情報チャンネルを構築する

活動1-4：上記マニュアルに基づき、事案発生時を想定した事実確認訓練を実施する

活動1-5：これら活動についてモルドバ公共放送局（TRM : TeleRadio Moldova）でセミナーを開催し、JSC”UA: PBC”の経験を共有する

➤ 活動1-1、1-2、1-3の実施にあたっては、モデル拠点局はウクライナ北東部チェルニヒウ支局とする。チェルニヒウ支局は調査報道に注力していることから、本部—チェルニヒウ支局—周辺地方局間の報道体制

を確立するための活動として、パイロット的に報道番組シリーズを制作する。

➤ モルドバでの知見共有セミナーの想定規模は以下のとおり⁵。

目的	JSC “UA: PBC” の取材体制構築に向けた取組の共有及び2放送局間の連携強化
実施回数	約5回
対象者	JSC “UA: PBC” 職員 TRM職員
参加者数	JSC “UA: PBC” 約5名/回（モルドバでの参加） TRM制限なし
開催期間	約2日/回
実施場所	モルドバ国キシナウ市内TRM本局
実施形態	対面・オンライン併用 原則、邦人専門家チームから最低1名がモルドバに同行する。邦人講師やJSC “UA: PBC” 参加者の一部がオンラインで参加することは可能。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：本プロジェクトフェーズ2で策定したバックアップ・センター・マニュアルをBCPに統合する

活動2-2：緊急時のコンテンツ創出及びITオペレーションのバックアップ戦略を策定する

活動2-3：BCPに基づき、緊急対応訓練を実施する

（2）本邦研修・招へい⁶

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

☒ 想定規模は以下のとおり。

⁵ モルドバでの知見共有セミナーで扱う具体的なテーマや想定されるJSC“UA: PBC”的発表者はプロポーザルにて提案すること。

⁶ 本邦研修全2回の具体的な内容・対象者はプロポーザルにて提案すること。

目的・研修内容	<p>プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：活動の基盤となる本局—拠点局—地方局が連携した報道体制やBCPの実例・知見を共有すること、ワーク・プランの策定・合意 ・第2回：公共放送局のあまねく全国をカバーする報道体制にかかる知見の共有及び案件活動（現地渡航に制限があるため、本来現地で行う活動を本邦集中的に行う）
実施回数	2026年度中に合計2回
対象者	<p>ウクライナ公共放送局に所属する職員のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェルニヒウ支局員を中心とした北東部支局・地方局員 ・キーウ本局BCP作成担当者
参加者数	約15名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
 - 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
 - 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
 - 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
 - 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後3ヶ月以内	英語	電子データ	
ベースライン調査報告書	調査完了から1ヶ月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	契約締結から6ヶ月毎	英語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-R	3部
		英語	製本	4部
			CD-R	3部

- 事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（3）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき、以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（他局での拠点局モデルの有効性・導入における課題を含む）
- ⑥ 添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
 - (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
 - (イ)業務フローチャート
 - (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
 - (エ)人員計画（最終版）
 - (オ)研修員受入れ実績
 - (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
 - (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
 - (ク)合同調整委員会議事録等
 - (ケ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者

に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) モデル拠点局における報道対応マニュアル
- (2) JSC “UA: PBC” の緊急時バックアップ戦略及び事業継続化計画（BCP）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

□ 本業務では、再委託を想定していない⁷。

第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。
- 受注者は、JICA及び調達代理機関（無償資金協力事業）が実施する機材調達について、以下の支援業務を行う。
 - ① 入札図書作成支援業務
 - (ア)基本的仕様（参考銘柄を含む）の発注者への提案。仕様は発注者が決定する。
 - (イ)発注者が予定価格を決定するための参考銘柄の見積価格（付帯費用を含む輸送費・据付費用を含む）の収集および発注者への提出。
 - (ウ)入札図書案（発注者が決定した仕様に基づく仕様書、契約書案、輸送・据付の条件等を含む）の作成と発注者への説明・提出。配布用入札図書は発注者が作成する。
 - (エ)応札予定者からの質問に対する回答案の作成と発注者への説明。応札予定者への回答は発注者が行う。

⁷ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

② 入札会支援業務

(ア) 入札会への立ち合い

(イ) 入札結果評価報告書（案）の作成、発注者への提出。発注者は入札結果評価報告書（案）を最終化し落札者を決定する。

③ 検査支援業務

(ア) 発注者立会いのもと検品（品目、数量、仕様の照合、不具合の有無を確認）

(イ) 据付作業の監理

(ウ) 発注者立会いのもと試運転及び試運転結果の確認（不具合の有無を確認）

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	支局機材	-モデル局となる切尔ニヒウ支局が、周辺局支援のために必要となる機材（詳細はベースライン調査にて決定）	1式	事業用物品	定額計上
2	中継車	-本局、切尔ニヒウ支局、周辺地方局の取材力・番組制作能力向上に資する規模の中継車	3台	供与機材	調達支援のみのため、計上不要

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名：ウクライナ

案件名：公共放送組織体制強化プロジェクト・フェーズ3

The Project for Capacity Development of Public Service Broadcaster of
Ukraine Phase 3

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるメディアセクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ウクライナでは 1991 年の旧ソ連崩壊後、市場経済への移行プロセスの中で、メディア関連企業が急増し、2014 年のマイダン革命、それに続くロシアのクリミア併合までに、放送メディアは TV・ラジオ合わせて 1622 社、活字メディアが 3 万 4002 社まで拡大した（国家登録局集計）。しかし、主要メディアは少数の新興財閥（オリガルヒ）が独占しており、4 つのメディア・コングロマリット（複合企業）が情報を統制し、作為的な世論操作、多数の政治広告、メディア・オーナーによる自社の報道内容に対する検閲、失業を恐れるジャーナリストの自主検閲等の問題が顕在化しており、表現の自由の侵害が指摘されていた。さらに、2022 年 2 月のロシアによる全面侵攻前後から、ドンバス地方を中心に、フェイク・ニュースの拡散が深刻化する中、文化情報政策省（現在の文化・戦略通信省）が親露メディアを相次いで閉鎖に追い込んだほか、治安部隊による取り締まりも強化された。

メディアが権力の監視や、国民の知る権利の保障など本来の役割を果たすには、政府および市場から独立した公共メディアの育成が不可欠であることから、ウクライナ政府は、2014 年の法制定を皮切りに、ソ連型国営放送から公共放送への転換に着手した。EU との連合協定（2014 年 3 月に政治条項に署名）に基づいて関連法・制度の整備が進められ、2017 年 1 月に全国の TV・ラジオ局、映画製作会社等、計 32 社を統合したウクライナ公共放送局（JSC “UA: PBC”⁸）が設立された。しかしながら、当初は政府の広告塔としてのイメージは強く残っていたことから、新生放送局の視聴率は低迷し、スタッフの能力向上とコンテンツ改善が急務となっていた。

この課題に対処するため、JICA は本事業の第 1 フェーズ（2017 年 1 月～2022 年 3 月）で、JSC “UA: PBC”が、全ての国民に対し、正確・公平・公正な情報を提供するメディアのモデルとなることに寄与すべく、番組制作能力及び放送機材の維持管理能力の強化、緊急時の報道体制の構築を支援した。その結果、同局には①キーウ

⁸ 通称“Suspilne”

本局と全国 22 支局の間の情報ネットワーク、②ソ連時代以来、情報を独占してきた国家関連諸機関との情報チャンネルが構築された。また、子ども向け教育番組や社会的包摂を促進する障害者番組が開始され、国民の多様なニーズに応え、広く視聴者に支持される公共放送局への道を歩み始めた。

また、ロシアによる全面侵攻後、同局が①首都機能不全といった危機に対する管理体制ができていない、②全国各支局の取材・番組制作能力に大きな差があり、地方の小規模支局においては非常時に十分な対応ができない等、組織の脆弱性が顕在化したことから、本事業のフェーズ2（2023年2月～2026年2月）において、①戦争、自然災害やテロ攻撃、都市インフラの崩壊などキーウ本局が機能不全になつた場合に、本局から離れた支局に送信主体を移し、そこから全国放送を継続させるための「バックアップ・センター」の構築、及び②各地の中核局を「拠点局＝サポート・センター（SPCC：Supporting Production Capacity Center）」に改組し、周辺小規模支局の編集作業や非常時の取材・報道をバックアップできる体制作りをサポートした。また、戦時、ウクライナのアイデンティティーを否定する、いわゆる”ネオ・ユーラシア構想”が喧伝されたことから、同局に保存されていた歴史的・文化的価値の高い貴重映像のデジタル・アーカイブ化も支援した。

以上の通り、同フェーズ2においては、バックアップ・センター、拠点局体制、アーカイブ・システムについて取り組み、それぞれマニュアルを策定した上、これら理念を同局内に浸透させるためのワークショップが実施された。しかしながら、これらマニュアルの運用を実際の報道現場に落とし込み、局内に「本部－拠点局－地方局」間の精緻な情報ネットワークを整備した上、各スタッフが緊急時あるいは局内連携を要する重大事案発生時、自らの役割を認識・実行するためには、各拠点局がそれぞれの特殊性を考慮に入れた独自の取材対応要領を案出する必要がある。また、発生事案に対し、報道機関として、遅延・遗漏なく情報収集・編集・送出するには、平時の訓練に基づく事業継続計画（BCP）の浸透が不可欠であることから、本事業では、拠点局体制をベースとした情報精査・発信体制整備の支援を実施することとする。

また、本フェーズでは、ロシアによる本格侵攻後、延べ 90 万人～110 万人のウクライナ避難民が流入（現在も約 11 万人が残留）した隣国モルドバの公共放送局（TeleRadio Moldova）において、JSC "UA: PBC"での活動内容（情報を精査して発信する体制作り等について）を共有することによって、ウクライナ同様、ロシアからの影響工作を受けやすいモルドバにおける情報空間健全化の一助とする。

(2) メディアセクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

わが国は「開発協力大綱（2023年6月）」の重点政策の一つに「平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」を掲げ、具体的課題として「各国における法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重等」を挙げている。同方針に基づいて策定した課題別事業戦略であるグローバルアジェンダ「ガバナンス」において、JICAは「基本的な人権、自由、法の支配などの普遍的な価値を実現し、一人ひとりが人間として尊重される社会」を目指すこととし、その前提として、「メディア支援」を国民が様々な情報にアクセスし、自らの意見を表明し、広く議論を行う環境を整備するための取組と位置付けており、本事業はその枠組の中で実施する。また、メディア支援は、SDGs ゴール16 のターゲット 16.10 「情報への公共アクセスの確保、基本的自由を保障」に貢献する取り組みとして規定されており、SDGs の理念に合致するものである。

（3）他の援助機関の対応

ウクライナにおいては、欧州安全保障協力機構（OSCE）が1994年から、法執行機関とメディアの関係改善のためのプロジェクトを実施している。警察及びメディアの各役割・権利・権限等を規定した法律や、報道がもたらす様々な事態に対処するための方法をまとめたハンドブックを作成したほか、警察・検察とメディアの相互理解促進のためのセミナーを開催している。また、地方のジャーナリストを対象に、ウェブサイトの管理・維持やソーシャル・メディアの活用方法を指導する能力開発プロジェクトも実施している。EUとドイチュエヴェレ・アカデミー（ドイツの国際公共放送事業体の教育部門）はJSC "UA: PBC"に対し、共同でニュース・ルームの設置、能力強化を支援している。

2022年2月のロシアによる侵攻後は、欧州放送連合（EBU）加盟各社がそれぞれ、予備の短波周波数を使用して、ウクライナへの情報提供を継続。JSC "UA: PBC" に対しては、スウェーデン SIDA、英・外務連邦省／BBC が緊急時の放送機材供与、EU がリヴィウ支局員に対する生活物資の支援、USAID が同局のスタジオ整備を行ってきた。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ウクライナ JSC "UA: PBC"において、拠点局体制に基づく情報精査・発信体制の構築及び BCP の定着を行うことにより、緊急・非常時も含めてファクト・チェックを経た正確な情報の継続的提供を保障することを図り、もって同局がウクライナ全土において、プロパガンダに抗するメディアのモデルとなることに寄

与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

JSC "UA: PBC"本局及び支局（リヴィウ・ウジホロド及びその他の支局）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： JSC "UA: PBC"のスタッフ（約 4,000 名）

最終受益者： JSC "UA: PBC"の報道、番組を視聴するウクライナ国民

(4) 総事業費（日本側） 1.9 億円

(5) 事業実施期間

2026 年 3 月～2029 年 2 月を予定（計 36 カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：ウクライナ公共放送局（JSC "UA: PBC"）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 28P/M）：組織改革、報道、番組制作、業務調整 等

② 研修員受け入れ（本邦研修）、オンラインセミナー：組織改革、報道、番組制作、アーカイブ等

③ 第三国研修（モルドバ）：組織改革、報道

2) ウクライナ側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：

課題別研修「民主国家におけるメディアの役割－情報へのアクセスと権力監視」において、JSC"UA: PBC"に対し、本分野におけるわが国の経験を共有する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動：詳細計画策定調査において確認する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダーフィーリング

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

パリ協定への整合性について、本事業である表現の自由・情報へのアクセス保護についての活動は、同国が定めるパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と矛盾がないものである。

3) ジェンダーフィーリング：■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜活動内容／分類理由＞ JSC"UA: PBC"の組織改革において、ジェンダー平等や女性のエンパワメントについての具体的な課題が確認されず、個別取組の設定に至らなかつたため。ただし、本事業では JSC"UA: PBC"で勤務する女性職員の機会均等を取組の中で常時推進する。

(10) その他特記事項

戦時下にあり、現地での安全管理にかかるリスク大。本事業におけるウクライナ国内での JICA 関係者（邦人）の活動については、JICA 安全対策措置に基づき必要な対策を講じる。ローカル人材の活用にあたっては、関連する規定等に基づき、適切な安全確保に十分努める。現地で活動するカウンターパートにも可能な限りの安全対策を求める。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

JSC "UA: PBC"がウクライナ全国に対し、ファクト・チェックに基づいた正確な情報を発信するメディアのモデルとなる

指標：視聴者の信頼度調査、外部有識者の評価

(2) プロジェクト目標：

JSC"UA: PBC"に拠点局を核として情報の正確性を精査して発信する体制が強化される

指標 1：緊急事案発生時の対応状況記録（ニュース発信状況）

指標 2：関係官庁等、外部との情報チャンネル整備状況

(3) 成果

成果 1 拠点局体制をベースに、非常時にも対応できる報道体制が構築される

成果 2 局内横断的な BCP が定着する

(4) 主な活動

活動 1-1 モデル拠点局において、地域内の報道体制に関する問題点を分析する

活動 1-2 モデル拠点局において、活動 1-1 の分析に基づき、本部-拠点局-地方局間の情報網を構築し、報道対応マニュアルを策定する

活動 1-3 モデル拠点局において、活動 1-2 のマニュアルに基づき、緊急時の情報が集まる関係機関との情報チャンネルを構築する

活動 1-4 上記マニュアルに基づき、事案発生時を想定した事実確認訓練を実施する

活動 1-5 これら活動について TeleRadio Moldova でセミナーを開催し、

JSC“UA : PBC”の経験を共有する

活動 2-1 本プロジェクトフェーズ 2 で策定したバックアップ・センター・マニユアルを BCP に統合する

活動 2-2 緊急時のコンテンツ創出及び IT オペレーションのバックアップ戦略を策定する

活動 2-3 BCP に基づき、緊急対応訓練を実施する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ロシアのウクライナ侵攻による人や物資の移動の制約が強化されない

(2) 外部条件

- ・ロシアのウクライナ侵攻により、研修を受けたスタッフの離任が発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ロシアによる全面侵攻後に開始した本事業第 2 フェーズでは、戦時下の渡航制限により専門家の現地入りが遅れ、本邦研修、オンライン研修を中心の活動となつたが、自然災害の多い国の報道機関として NHK が構築してきた緊急時の取材網、報道経験の共有が、UA : PBC の体制改革に理念的枠組を提供するのに役立った。第 3 フェーズでは、同理念の実践が活動の核となるが、個々の専門家による指導に留まらず、NHK 総体のアセットを最大限活用することが肝要である。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、ウクライナ国民への正確・公平・公正な情報の継続的な提供に資するものであり、SDGs のターゲット 16.10 「情報への公共アクセスの確保、基本的自由の保障」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了 3 年後 事後評価

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：開発途上国における放送分野に関わる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ウクライナ国及び欧州地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

全体：2026年3月上旬～2029年2月末

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 33.90 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月3.80人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、報道の専門性を持つ従事者を含めること。また、業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数の目途 延べ20回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 討議議事録（Record of Discussions : R/D）
- 詳細計画策定調査報告（簡易版）
- ウクライナ国「公共放送組織体制強化プロジェクトフェーズ2」（第1期）プロジェクト業務進捗報告書

2) 公開資料

- ウクライナ国 「公共放送組織体制強化プロジェクト」事業完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047834.html>

3) 閲覧資料

- ウクライナ国 「公共放送組織体制強化プロジェクト」（第1年次）業務完了報告書
- ウクライナ国 「公共放送組織体制強化プロジェクト」（第2年次）業務完了報告書
- ウクライナ国 「公共放送組織体制強化プロジェクト」ベースライン調査報告書
- ウクライナ国 「公共放送組織体制強化プロジェクト」エンドライン調査報告書

上記資料の閲覧を希望する場合は、ガバナンス・平和構築部ガバナンスグル

一ツ法・司法チーム（gpggljt@jica.go.jp）にご連絡ください。

（4）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（日本語 ⇄ ウクライナ語）	無 ⁹
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

（5）安全管理

- 1) 本公示時点でウクライナは全土的に外務省海外安全情報レベル4であり、現地渡航は、現地での実施が必要不可欠な業務実施時にのみとします。本邦等からウクライナへの渡航に関しては、以下のとおりとします。なお、ウクライナ国内を活動拠点とする現地人員に関してはこの限りではありません。
 - 1回あたりの現地滞在は約6日間（本邦からの移動時間を除く。キーウ市内のみ。）で行う必要があります。
 - ウクライナ国ではJICA指定ホテルに宿泊し、手配はJICAが行いますが、支払いは各自となります。宿泊費は全ての格付けにおいて、100ユーロ/泊で計上してください。
 - ウクライナ迄の移動は、ポーランド（ワルシャワ）まで空路で入り、そこから陸路（車両）で国境の町（ヘウム/Chelm）まで移動。その後電車に乗り換えて鉄道移動。但し、ヘウムからの国際列車が満席の際は、プシェミシル（Przemysl）駅発着の国際列車を利用する場合があります。ポーランド・ウクライナ間の移動はJICAが手配・負担します。また、ワルシャワ空港若しくはヘウム駅で警護員が合流します。
 - ウクライナ国内での移動の時に安全対策上必要となる防弾車と身辺警護員等は、JICA側が契約先の民間警備会社に委託し、それに係る費用を負担するため、見積書に含める必要はありません。
 - 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAウクライナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに

⁹ カウンターパートとの間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはウクライナ語通訳を経由する必要がある場合があります。

に、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 今後の安全管理体制の確立等により、JICA 関係者（邦人）の長期滞在及び地方部への渡航が可能と判断した場合には、安全対策に万全を期した上で、ウクライナ国内で活動を実施します。長期渡航が可能となった際の業務・場所変更にあたっては、受注者と JICA の間で協議し必要な人月・経費を改めて計上します。
- 3) JICA との契約や委嘱により、外務省海外安全情報レベル 3 以上の訓・地域へ渡航する事業関係者は、事前にセルフディフェンス研修（基礎 Web 版）（実技）の受講が必須となります。受講案内含む詳細は、こちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/training.html>

3. プrezentationの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料 2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

168,907,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

▣本案件は定額計上があります（29,326,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1 北東部支局向け機材費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	14,000,000円	北東部チェルニヒウ支局及び周辺地域局の取材能力強化・報道番組制作に必要な機材	機材費
2 本邦研修（本邦招へい）にかかる経費		13,558,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,995千円）	報酬 国 内 業 務 費
3 安全対策経費		1,768,000円	戦争特約保険	戦時特約保険料

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)